

平成 27 年度
第 4 回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会
議 事 概 要

日 時：平成 27 年 11 月 12 日（木）9 時 30 分～12 時 00 分
場 所：（独）大阪府立環境農林水産総合研究所 大阪府環境科学センター 4 階会議室
出 席 者：増田部会長、嘉名委員、谷田委員、藤田委員

1 開 会

2 議事概要

会議の公開・非公開について審議した結果、原則として公開するが、事業選定にかかる審査については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開とすることを決定した。

議題 1 グリーンストリート支援事業について（資料 1）

申請のあった 1 件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに 20 点の配点で審査。

【審査基準】

- ① 緑の量感：緑視効果が高く、まとまりや連続性があるなど、緑の量感を感じられる計画となっているか。
- ② 緑の質：良好な景観形成に寄与する、デザイン性が高い、緑陰を提供するなど、景観面・機能面に配慮された質の高い緑化となっているか。
- ③ 緑の配置・活用：通行者の目に触れるだけでなく、休憩等の利用もできる計画となっているか。
- ④ 適正性：緑化資材が適正に使われており、経費について十分に検証された計画となっているか。
- ⑤ 維持管理・永続性：適切で継続的な維持管理が見込める計画となっているか。
長期にわたり緑地を維持できる、底地の担保性が高いなど、永続性の高い計画となっているか。

- ・出席委員の合議により評価点を決定し、その合計点数（上記①～⑤の評価点合計）により順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
- ・審査に当たっては、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則採択し

ないものとする。(上記項目①～⑤の評価点小計が60点に満たないものは採択しない)

- ・申請のあった1件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、予算の範囲内であることから、採択について適当と認めた。

また、以下の3点を付帯意見とした。

- ① 地元自治会等と周辺地域の緑化・美化活動等について協議を行い、連携活動の内容を大阪府に報告すること。その上で、地元自治会等と連携した緑化・美化活動等を確実に実施すること。
- ② つる性植物による壁面緑化は、良好な景観を保つため、十分に灌水や施肥を行うなど継続して維持管理に努めること。
- ③ 花の植替を含めた維持管理について、年間スケジュールや植栽内容等具体的な計画を作成し、大阪府に報告すること。

議題2 みどりの基金の活用について

○事務局からの説明

- ・基金事業の変遷と分析、過年度事業の調査結果、各事業の現状分析を報告
- ・みどりの基金の新たな活用として、事務局から《新たな事業の方向性(案)》を示し、委員の意見を求めた。

《新たな事業の方向性(案)》

- ・緑視効果が高く、ヒートアイランド現象の緩和につながる府民が実感できる緑化
- ・府民が自由に利用でき、緑陰の下を歩ける公開性のある緑化
- ・主要駅、市街地中心部など多くの人々が集う場所での緑化
- ・民間によるパブリック・セミパブリック空間での緑化

○委員の主な意見

- ・緑の質をどう高めていくかが、課題であり、質の高い緑地を確保するためには、設計、デザインなどを細かく言っていく必要がある。
- ・民間に補助を行う場合、規制緩和の条件として緑化される場所などは、ダブルカウントにならないかが気になる。慎重に、制度設計をしていく必要がある。
- ・緑陰の形成にあたって、市町村の事業も洗い出して、重複するものは、統廃合し、めざす方向を絞ることにより、質の高い緑地を誘導できるのではないか。
- ・接道部の緑化については、緑の壁を作ったら、景観的にはマイナス要素になる。施設と地域が、緑を介在して繋がっていくような、奥行き観のある緑をつくる必要がある。

○次回の部会も継続審議とする。

議題3 環境保全基金の活用について

事務局から資料3に基づき、環境保全基金の今後の活用について説明の後、意見交

換を行った。

① 事務局からの説明

- ・環境保全基金を活用した事業は、法・条例に基づく監視・指導等を除き、あらゆる分野における「府民の参加・行動」の促進と、「低炭素・省エネルギー社会の構築」を対象としてきた。
- ・今後の展開としては、長期目標として2050年までに1990年比80%の温室効果ガス排出削減を達成するため、「低炭素・省エネルギー社会の構築」の分野において、「緩和策」及び「適応策」に資する施策に取り組むとともに、これらの取組を広く展開できる環境を整えるため、これまで取り組んできた「府民の参加・行動」の分野における「環境教育・学習の推進」「行動を支援する仕組みの充実」の取組を強化していきたい。
- ・環境保全基金は、基金を財源にできる施策のうち、緑化推進・良好な自然環境の保全といったみどりの基金の対象となっている施策を除き、広く環境全般を対象としている。今後、事業の実施に当たっては、みどりの基金を活用して実施する事業と重複しないように、その旨を募集要項等で明確にしていく。
- ・基金活用事業については、「環境活動を担う人材の育成」「協働による環境活動の推進」「暮らしやすく快適な都市環境の創造」の3分野に整理している。
- ・1つ目の「環境活動を担う人材の育成」に関する事業としては、学生が主体となった環境活動への少額補助、小学生への出前授業のための専門知識を有する人材バンクの創設や講座のモデル実施、NPOの協働取組を促進するための交流セミナーや人材育成講座の実施を検討している。
- ・2つ目の「協働による環境活動の推進」に関する事業としては、今年度も実施している「環境保全活動補助金」や「おおさか環境賞」、「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営と関連事業を引き続き行うのに加えて、NPO等が行う公共的施設への太陽光発電の設置補助を通じて、新たな活動の場づくり等を促進する事業を検討している。
- ・3つ目の「暮らしやすく快適な都市環境の創造」に関する事業としては、民間事業者の空きスペースに他地域の見本となるようなクールスポットのモデルの創出、下水熱の普及促進に向け、府内下水幹線の熱利用ポテンシャルマップの調整・作成を検討している。
- ・基金を活用した既存事業については、いずれも府民の環境活動への参加・行動を促進する上で重要な事業であるので、来年度も、本部会や「豊かな環境づくり大阪府民会議」でのご意見を踏まえた上で、引き続き実施していきたい。
- ・現行の基金運営要綱等は基金運用益のみを活用することを前提に整備しているので、実情に即した運営要綱等の一部改正を行う。

② 委員の意見

- ・既存事業の大きな課題として、同じ団体ばかりが事業対象となっていることが挙げられる。特定の団体の活動資金になっていないか。改善していく必要がある。

補助金事業は昨年度見直しをかけたので少し推移を見ても良いが、そもそも論として時系列的に既存事業の検証を行うことが必要。

- ・地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業では発電設備の放置が懸念される。撤去の確約等、制度上の課題がある。
- ・地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業の思いつきはいいが、実施の担保性や継続性をどう考えるか。規模によっては景観障害にもなりかねない。
- ・基金を一旦取り崩すというのは毒薬のようなもの。時限を切って、将来性を担保しておかないと府民の理解が得られない。
- ・環境保全基金でいうところの「環境」の範疇が幅広すぎる。生活に関わるもの全てがテリトリーとなり、フォーカスするのが難しいと感じるので、ある程度の「選択と集中」が必要。今後、環境課題全般に取り組むというほど基金は潤沢ではないので、今回提示いただいている3本柱に絞るとするのは良い。明確なルールがないと、何でも環境の範疇に入り込んでしまう危惧があるので、5年間は人材育成を充実させる等といったものを今後は示してほしい。
- ・どの事業が基金で、どの事業が税金なのか、俯瞰的な位置づけを説明しておいた方が良い。省エネルギーが普及した今と一昔前では基金が担うべき役割が様変わりしている。
- ・過去の事業では先進性や普及性といったところが評価されてきたが、今後はどのような評価基準で見えていくのか、見えるように強化しておいた方が良い。
- ・目標のところアウトプット指標になっていて、アウトカム指標になっていない。各事業が有効に機能しているという視点が必要。特に府民の参加・行動のあたりはより有効になると思う。
- ・環境交流パートナーシップ事業では、環境NPOが幅広い分野で取組をしている中で、参加している団体の分野の偏りがないように。様々な分野での活動やそのニーズを把握しておくように。
- ・下水熱の事業で、人が集まるところで熱量が増えるが、中長期的には人口は減少していく。「将来」というのをどこまで見ていくのか、検討する必要がある。

③ 結果

委員意見を踏まえて新規事業の実施に向けた準備を事務局で進めることになった。

議題4 その他

特になし

3 閉会

以上